

平成 25 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 地 盤 ネ ッ ト 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 強

(コード番号：6072 東証マザーズ)

問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 齊 藤 福 光
管理本部長

(TEL. 03-6265-1834)

当社取締役及び従業員に対する ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 26 日開催の当社第 5 回定時株主総会で承認されました「取締役及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成 25 年 9 月 4 日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、平成 25 年 6 月 26 日に開催された当社第 5 回定時株主総会の決議事項に基づき、取締役会に募集要項の決定が委任されているものです。

記

1. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値を高めることを目的とします。

2. 新株予約権の発行要領（対象：当社取締役および従業員）

(1) 募集新株予約権の名称 地盤ネット株式会社 第 4 回新株予約権

(2) 募集新株予約権の総数 5,300 個

(3) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、

新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり2,975円とする。

(5) 募集新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月5日から平成32年6月25日までとする。

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 募集新株予約権の行使の条件

①募集新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該募集新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②募集新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認める

ものとする。

- ③募集新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

(9) 募集新株予約権の取得事由

- ①募集新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②募集新株予約権者が権利行使をする前に、前記8に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の募集新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記（５）に定める募集新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記（８）に準じて決定する。

⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記（６）に準じて決定する。

⑧譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記（９）に準じて決定する。

（11）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

４．募集新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

５．募集新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 9 月 4 日

６．新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 1 名に 1, 000 個及び当社従業員 33 名に 4, 300 個を割り当てる。

以 上